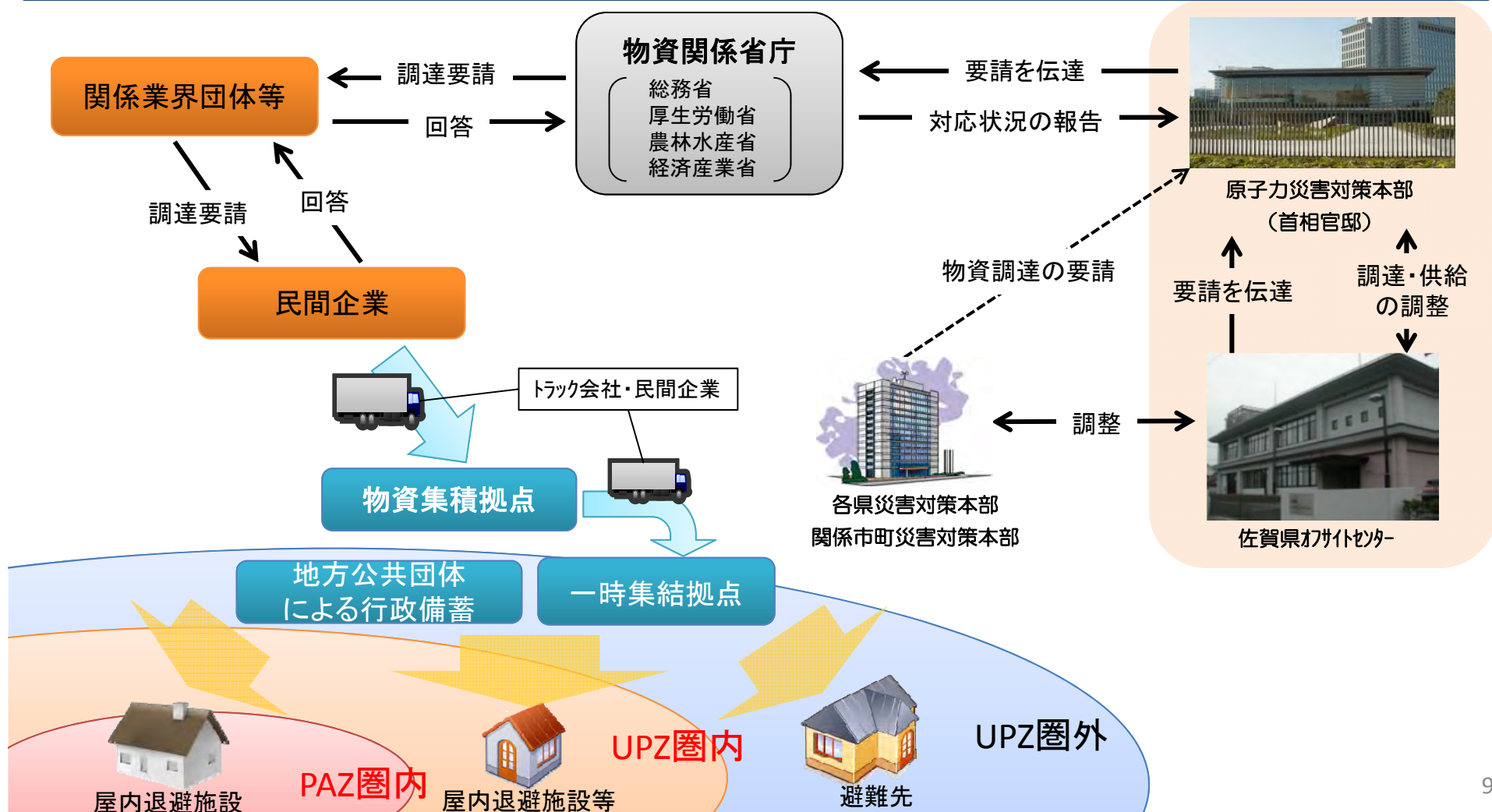


# 国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

別紙-9

- 佐賀県・長崎県・福岡県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、佐賀県・長崎県・福岡県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



# 国による物資（燃料）の供給体制

別紙—10

- 佐賀県・長崎県・福岡県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、佐賀県・長崎県・福岡県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。

